⑼　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、「九州農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15九総第412号）」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

①　資本関係　次のいずれかに該当する２者の場合

ア　親会社と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係　次のいずれかに該当する２者の場合

ア　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点（技術提案）」の最高点を30点とする。

②　施工体制評価点の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

③　「加算点」の算出方法は、上記３の⑴の評価項目（技術提案）について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値の最も高い者に50点、その他の者は「評価点数」の合計値に応じて按分して求められる点数を「加算点」として与える。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（標準Ａ型及び施工体制確認型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}　／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒860―8527 熊本県熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎　九州農政局整備部設計課技術審査第２係　坂口　隆雄　電話096―211―9111　内線4727　ＦＡＸ096―211―9821

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　電子入札システムにより交付する。交付期間は、平成26年５月７日から平成26年７月８日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時から午後５時まで。ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手が出来ない場合は、上記４の⑴の担当部局で交付する。なお、入札説明書の交付は無償とする。

⑶　申請書及び資料の提出期間及び場所　平成26年５月７日から平成26年６月６日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時30分から午後４時30分まで。提出場所は上記４の⑴に同じ。

⑷　申請書及び資料の提出方法

①　電子入札方式の場合　入札説明書に示す様式１及び技術提案（提案様式―１、２）を電子入札システムにより受付期間内に送付し、かつその他の資料と併せて受付期間内に上記４の⑴の提出場所へ持参又は郵送（書留・簡易書留に限る。）すること。

②　紙入札方式の場合　入札説明書に示す様式１及び技術提案（提案様式―１、２）、かつその他の資料と併せて受付期間内に上記４の⑴の提出場所へ持参又は郵送（書留・簡易書留に限る。）すること。

⑸　入札、開札の日時、場所及び提出方法

①　電子入札方式による入札　平成26年７月９日から平成26年７月11日正午12時まで

②　紙入札方式による入札　平成26年７月９日から平成26年７月11日正午12時までに工事費内訳書と併せて下記契約係へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。郵送による入札書の受領期限は、平成26年７月10日午後５時までに下記契約係宛て郵送すること。なお、入札執行に先立ち、支出負担行為担当官が競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを提出すること。また、入札書を提出する者が代理人の場合は委任状を添えて提出すること。ＦＡＸによる入札は認めない。

〒860―8527 熊本県熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎　九州農政局総務部会計課契約係　髙橋　勇雄　電話096―211―9111　内線4080

③　開札　平成26年７月14日午後２時30分　九州農政局入札室　紙入札により入札書を提出した者は開札に立ち会うものとする。

⑹　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成26年６月27日から平成26年７月11日（行政機関の休日は除く。）までの毎日、午前９時30分から午後４時30分までに持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。）により提出すること。

ただし、提出期間の最終日については正午12時まで。

５　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行熊本支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行熊本支店）又は金融機関の保証（取扱官庁　九州農政局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（納付額　請負代金額の10分の３以上。保管金の取扱店　日本銀行熊本支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行熊本支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　九州農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

⑶　工事費内訳書の提出

①　電子入札参加者及び紙入札参加者は、第１回目の入札に際し、第１回目の入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

②　紙入札参加者は、第１回目の入札に際し、第１回目の入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書（競争参加資格確認通知後、様式を配付）を紙媒体（会社名、代表者印が必要）と電子ファイルで提出するものとする。

③　工事費内訳書の作成にあたっての算定基礎資料の提出を求めることがある。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ　技術提案が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（以下、「低入札価格調査」という。）を行うものとする。